

2.計画の構成と中期見直しの必要性

1 計画の構成

第6次富士吉田市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

■基本構想

基本構想は、長期的展望に立って本市が目指す将来の都市の姿と、その実現のための施策の大綱を明らかにするもので、市や市民が行うまちづくりの行動における共通の理念や方向性を示します。

基本構想は、2018年度を初年度とし、2027年度を目標年度とする10年間を計画期間とします。

■基本計画

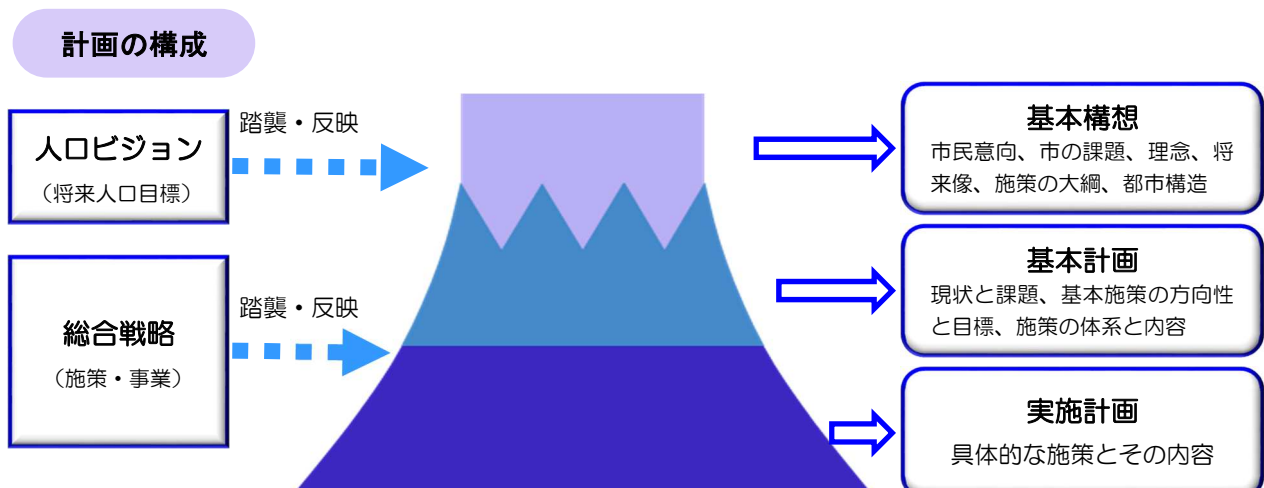
基本計画は、基本構想で示した施策の大綱に基づき、部門ごとに目標の実現に向けて具体的にを行うべき施策を体系的に示すものです。

基本計画は、基本構想と同様に、2018年度を初年度とし、2027年度を目標年度とする10年間を計画期間としますが、市を取り巻く状況の変化等に応じて、計画期間中期で見直しを行うものとします。

■実施計画

実施計画は、基本計画に掲げた各分野のまちづくり施策を具体的に進めるために、市が行う事業の項目と内容を、財政的な裏付けも含めて示すもので、毎年度の予算編成の指針となるものです。

実施計画は、2018年度からの5年間を計画期間とし、ローリング方式により毎年度見直しを行います。また、基本計画見直し時には、合わせて実施計画も新たに策定することになります。



2 中期見直しの必要性

第6次富士吉田市総合計画では、基本構想及び基本計画の計画期間を10年間としていますが、基本計画は本市を取り巻く状況の変化等に応じ、計画期間中期で見直しを行うこととしています。また、実施計画は5年間の計画期間であり、ローリング方式により毎年度見直しを行うこととしています。基本計画見直し時には、合わせて実施計画も新たに策定することとなります。

国内外の動向や経済情勢、新型コロナウイルス感染症の拡大とその後の社会スタイルの変化などに対してSDGs（持続可能な開発目標）といった新たな視点も踏まえ、本市を取り巻く社会経済状況の変化や課題を的確に捉え、施策の進捗状況を把握・整理する中で、総合的・戦略的な視点と長期的・計画的な視野に立った基本計画及び実施計画の見直しを行います。